

## 「建国記念の日」に関する声明

日本歴史学協会は、一九五二（昭和二十七年）一月二十五日、「紀元節復活に関する意見」を採択して以来、「紀元節」を復活しようとする動きに対し、一貫して反対の意思を表明してきた。それは、私たちが超国家主義と軍国主義に反対するからであり、「紀元節」がこれらの鼓舞・浸透に多大な役割を果たした戦前・戦中の歴史的体験を風化させてはならないと信じているからである。しかるに、政府はこのような声明や申し入れにもかかわらず、一九六六（昭和四十一年）年、戦前の「紀元節」と同じ二月十一日を「建国記念の日」に決定し、今日に至っている。

国内や近隣諸国の懸念にもかかわらず昨年十二月に行われた安倍首相の靖国神社参拝は、戦前の国家主義への無反省・戦前回帰を示す危険な動きである。

私たちは、政府のこのような動きが、科学的で自由な歴史研究と、それを前提とすべき歴史教育を困難にすることを憂慮し、これまで重ねて私たちの立場を表明してきた。

今日の状況を見ると、現行の中学校歴史教科書の中に、「神武東征」や「神武天皇即位」が歴史記述の流れの中に挿入されているものがあり、行政などの力によりいくつかの自治体でも採択・使用されている。また、一九九九（平成十一年）年に成立した国旗国歌法は、国旗（日の丸）・国歌（君が代）を定めただけのものであったにもかかわらず、各地の教育委員会による学校式典での「国旗掲揚」・「国歌斉唱」を職務命令や懲戒処分等の手段をもって強制する動きが依然として続いている。この強制の動きが一部の自治体であったことを記述した高校日本史教科書の不採択強要が東京都・神奈川県などで行われている。

加えて、昨年末の臨時国会で急遽発足した国家安全保障会議によって策定された「国家安全保障戦略」には「我が国と郷土を愛する心の育成」が明記された。並行して教科書検定基準改定案が文部科学省によって示され、「愛国心」を強調する改正教育基本法に照らして「重大な欠陥」があると見なされる教科書は不合格とする、教科書に政府見解の記述を義務づける等の方針が打ち出されつつある。これらの動きは学問・研究の自由を明白に侵害し、個人の思想・信条が国家・政府によって統制される事態を招きかねないものである。

さらに、国家安全保障会議の設置と対を成すものとして同じ臨時国会で強行採決された特定秘密保護法は、行政による恣意的な「特定秘密」指定、罪刑法定主義にすら反する粗雑な法構成を強く批判されている法律であり、「知る権利」はもとより、国民の思想・言論・表現の自由を広く抑圧し、そのプライバシーを侵犯すると同時に、歴史研究の土台を突き崩し、特に近現代史の研究の発展を著しく阻害する危険性をはらんでいる。

以上のように、日本国憲法の保障する思想及び良心の自由が脅かされ、教育が国民の国家主義的動員に利用されるおそれはいっそう強まっていることに対して、私たちは深い憂慮を表明するものである。

私たちは、歴史研究・歴史教育に従事するものとして、歴史学はあくまで事実に基づいた歴史認識を深めることを目的とする学問であり、歴史教育もその成果を前提として行われるべきであり、政治や行政の介入により歪められてはならないことを、あらためて強調するものである。

二〇一四年一月二十二日

日本歴史学協会会長

廣瀬良弘

同会学問思想の自由・建国記念の日問題

特別委員会委員長

服藤早苗